



社会保険労務士・行政書士

三浦法務事務所便り

ご連絡先: 〒444 - 0224
愛知県岡崎市中島中町4丁目3 - 17
電話 : 0564-43-3216 FAX : 0564-43-1439
URL : <http://office-miura.jp>
e - mail: office-miura@office-miura.jp

利用が増加する 「未払賃金立替払制度」とは？

ここに来て利用が急増

不況の影響による企業の倒産が連日のように報道されていますが、倒産に伴う退職労働者に国が未払いの賃金を立替払いする「未払賃金立替払制度」の利用件数も増加しているようです。

2008 年度における支給者数は 5 万 4,422 人、支給総額は 248 億円と、ともに前年比 6 % 増となっています。また、企業数は 3,639 件（前年度比 8.7%増加）、支給者 1 人あたりの平均立替払額は 45 万 6,000 円でした。

なお、2008 年度下半期に限ってみると、同年上半期と比較して 37%も増加しています。

制度の概要

未払賃金の立替払制度は、企業の倒産に伴い、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、国が未払賃金の一部を事業主に代わって立替払いする制度です。この業務を行っているのは「独立行政法人労働者健康福祉機構」(<http://www.rofuku.go.jp/>)です。

利用の要件

(1) 事業主に係る要件

労災保険の適用事業の事業主で、かつ 1 年以上事業を実施していること、法律上の倒産（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定）をしたことが要件となります。

なお、中小企業の場合は、事実上の倒産（事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし）でもよいとされています。

(2) 労働者に係る要件

破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）の 6 カ月前の日から 2 年間に退職したこと、未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には労働基準監督署長が確認）すること、破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から 2 年以内に立替払いの請求を行うことが必要です。

6 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出
< 前月以降に採用した労働者がいる場合 >
[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出
< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

30 日

個人の道府県民税・市町村民税の納付
< 第 1 期分 > [郵便局または銀行]

健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[社会保険事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]